

○研究活動における不正行為に係る調査等実施規則

(平26規則第13号 平成27年3月24日)

改正 平27規則第13号 平成28年3月31日

令3規則第4号 令和3年9月29日

令3規則第41号 令和4年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、研究活動における不正行為への対応に関する規程(平26規程第54号。以下「規程」という。)第4条に基づき、規程に定める特定不正行為に係る調査等の対応について必要な手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、規程に定めるものの他、次のとおりとする。

- (1) 告発とは、特定不正行為に係る告発をいう。
- (2) 告発者とは、告発を行う者をいう。
- (3) 相談とは、告発の意思を明示しない相談をいう。
- (4) 相談者とは、相談を行う者をいう。
- (5) 被告発者とは、特定不正行為を行った者として告発をされた者をいう。
- (6) 配分機関等とは、国又は独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金、基盤的経費その他の予算の配分又は措置をする機関をいう。

(受付窓口の設置)

第3条 機構に、役職員及び役職員以外の者から、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発又は相談(以下告発及び相談を総称して「告発等」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を設ける。

- 2 受付窓口は、総務部法務・コンプライアンス課とする。
- 3 法務・コンプライアンス課長は、受付窓口に係る業務を、外部の機関に委託することができる。
- 4 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先及び受け付けの方法などを定め、機構内外に周知するものとする。

(告発の取扱い)

第4条 受付窓口は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている告発を受け付ける。

- 2 受付窓口は、告発を書面、FAX又は電子メールで受けた場合は、当該告発者に対し、速やかに告発を受領した旨を通知するものとする。
- 3 受付窓口は、匿名による告発があった場合、当該告発の内容に応じて、顕名の告発に準じて受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規則に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

(告発の意思の確認)

- 第5条 法務・コンプライアンス課長は、相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 2 法務・コンプライアンス課長は、前項の確認結果について、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(警告)

- 第6条 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が役職員でないときは、警告に代えて被告発者の所属する機関に当該事案を回付することができる。
- 2 前項の定めにより、最高管理責任者が役職員でない被告発者に警告を行った場合は、最高管理責任者は被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第7条 法務・コンプライアンス課長は、告発等を受け付ける場合、告発内容並びに告発者及び相談者（以下総称して「告発者等」という。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 2 この規則に定める手続きに関わる者は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び調査の内容に係る情報（以下総称して「調査事案情報」という。）について、告発者等及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密として保持しなければならない。ただし、第25条に定める調査結果の公表による場合を除く。
  - 3 調査事案情報が漏えいした場合、最高管理責任者は告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案情報について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを機構内外にあらかじめ周知する。
- 5 機構は、告発者等が役職員である場合、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に、告発者等に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 機構は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

（告発の受付によらないものの取扱い）

- 第8条 最高管理責任者は、相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、自らの判断で、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 2 最高管理責任者は、学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、機構に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
  - 3 最高管理責任者は、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを機構が確認した場合、機構に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる

（他機関が関係する告発への対応）

- 第9条 被告発者が機構だけでなく他機関の職務を発令又は委嘱等されている場合、最高管理責任者は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、機構及び当該他機関が合同で調査を行うべく、当該他機関と協議する。
- 2 被告発者が機構に在籍する以前に他の機関で行った研究活動に係る告発があった場合、最高管理責任者は、機構と当該研究活動が行われた機関とが合同で告発された事案の調査を行うべく、当該他機関と協議する。

- 3 被告発者が、機構に在籍中に行った研究活動に係る告発を、機構を離職後に所属した他機関において受けた場合、最高管理責任者は、被告発者が現に所属する機関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。ただし、機構に在籍中に行った研究活動に係る告発を受けた被告発者が、機構を離職後、どの研究機関にも所属していない場合は、機構が告発された事案の調査を行う。
- 4 最高管理責任者は、機構以外の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。この場合、第7条第1項から第3項まで及び第11条から第27条までの定めが、調査を委託する機関等又は調査への協力求める機関等でも準用されるよう要請するものとする。

(告発受け付けの報告)

第10条 法務・コンプライアンス課長は、告発を受け付けた場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(対応責任者の指定)

第11条 最高管理責任者は、前条の報告を受けた場合、当該告発事案への対応に関する責任者（以下「対応責任者」という。）を、役職員の中から指名する。

(予備調査の実施)

第12条 対応責任者は、速やかに告発内容の合理性、告発内容の調査可能性等について調査（以下「予備調査」という。）を実施する。ただし、当該告発の内容により、機構が予備調査を実施することが適当でないと判断される場合は、この限りではない。

- 2 予備調査は、次に掲げる各号の全部又は一部を含むが、これに限らない。
  - (1) 告発された特定不正行為が行われた可能性
  - (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
  - (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は機構が定める保存期間を超えるか否か
- 3 対応責任者は、必要に応じて、第15条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- 4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る事案を扱う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として予備調査を実施すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(告発者及び被告発者の義務)

第13条 告発者及び被告発者は、第12条に定める予備調査の実施にあたり、対応責任者より必要な要請があった場合は、これに応じなければならない。第15条に定める調査委員会による調査、その他対応責任者が必要と認める場合も同様とする。

(本調査の決定等)

第14条 対応責任者は、予備調査の結果について、書面により最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該案件につき、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、前項の決定については、特段の事情がない限り、告発等を受け付けた後、30日以内に為すものとする。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会の設置等)

第15条 最高管理責任者は、前条第2項により本調査を行なうことを決定した場合は、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、告発内容について必要な調査を実施することにより、特定不正行為が行われたか否かの認定を行い、特定不正行為が行われたものと認定した場合は、当該特定不正行為に関わる者の特定及び当該特定不正行為の内容及び範囲の把握等を行う。
- 3 調査委員会は、対応責任者を委員長として、機構に属さない外部有識者を半数以上含む委員若干名から組織する。委員は、最高管理責任者が指名又は委嘱するものとする。
- 4 前項の定めにかかわらず、最高管理責任者は、必要と認める場合は、外部有識者に調査委員会の委員長を委嘱することができる。外部有識者を委員長とした場合には、最高管理責任者は、対応責任者を委員として指名する。
- 5 調査委員会は、委員長が招集する。
- 6 調査委員会の事務は、総務部法務・コンプライアンス課が行う。

(本調査の通知等)

第16条 最高管理責任者は、第14条第2項により本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し、本調査の開始並びに委員長及び委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるとともに、被告発者が役職員でないときは被告発者の所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
- 3 告発者及び被告発者は、第1項の定めにより通知を受けた委員長又は委員に不服がある場合は、当該通知を受けた日から7日が経過する日までに、書面にて異議申立てを最高管理責任者に行うことができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の定めによる異議申立てを受けた場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る委員長又は委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査に係る一時的措置)

第17条 最高管理責任者は、第14条第2項により本調査の実施を決定した場合、調査委員会による調査の報告を受けるまでの間、当該告発に関する研究に係る費用の執行を停止することができる。

(本調査の実施)

第18条 調査委員会による調査は、特段の事情がない限り、本調査の実施決定後30日以内に開始する。

- 2 委員長は、最高管理責任者より指示のあった場合は、速やかに調査委員会を招集し、本調査を開始しなければならない。
- 3 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の実施などにより行われる。
- 4 本調査においては、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 5 被告発者は、前項の聴取において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 6 調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し最高管理責任者により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下にこれを行うこととする。

7 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第19条 最高管理責任者又は調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

2 第9条に基づき、機構において行われた研究活動に係る調査を他機関が行う場合には、最高管理責任者は、当該他機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

3 役職員は、前2号の調査対象となる研究活動に係る証拠隠滅又は立証妨害（再現性を示すために不可欠な資料等の隠蔽及び廃棄を含む。）をしてはならない。

4 最高管理責任者又は調査委員会は、第1項及び第2項に定める措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(研究又は技術上の情報の保護)

第20条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(中間報告)

第21条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(本調査の結果報告)

第22条 調査委員会は、本調査を開始した日から150日を経過する日までに、次の各号に掲げる事項の認定を行い、各事項に係る判断及び根拠等を記載した報告書により、最高管理責任者及び統括管理責任者に本調査の結果を報告する。

(1) 特定不正行為が行われた否か

(2) 特定不正行為が行われたものと認定された場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 特定不正行為が行われなかったと認定される場合は、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か

2 調査委員会は、前項第1号の認定を行うに当たっては、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断するものとし、被告発者の自認を唯一の証

拠とすることはできない。

- 3 調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が告発者から提出され、または調査によってこれが得られた場合であって、被告発者の説明及びその他の証拠によって当該行為が特定不正行為であるとの疑いが覆されない場合には、当該行為を特定不正行為と認定する。被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害その他被告発者の責によらない理由により、当該基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由が認められる場合はこの限りではない。生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなどが、研究分野の特性等に応じた合理的な保存期間を超えることによる場合についても同様とする。
- 4 調査委員会は、第1項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第1項の報告を受けた最高管理責任者は、調査の結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為への関与が認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被告発者が役職員でない場合は、被告発者の所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 6 最高管理責任者は、調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定された場合において、告発者が役職員でないときは、告発者の所属機関にも調査の結果を通知する。

（不服申立て）

- 第23条 特定不正行為が行われたものと認定された被告発者は、調査結果が通知された日から10日を経過する日までに、調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で告発が悪意に基づくものと認定された告発者を含む。この場合の認定については、第22条第1項第3号及び同条第2項を準用する。）は、当該認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
  - 3 不服申立ての審査は、当該本調査を行った調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
  - 4 調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下「不服申立て」及び「再調査」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を

行うか否かを速やかに決定する。

- 5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、当該決定を通知する。
- 6 調査委員会は、当該事案の調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、当該決定を通知する。その際、不服申立てが当該事案の引き延ばし並びに認定に伴う公表及び各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付け無いことを合わせて通知することができる。
- 7 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあった場合は、その旨を告発者に、第2項の不服申立てがあった場合は、その旨を被告発者及び告発者が役職員でないときは告発者の所属機関に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。再調査の実施又は不服申立ての却下を決定したときも同様とする。

#### (再調査)

- 第24条 調査委員会は、前条第4項により再調査の実施を決定した場合には、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、本調査の調査結果を覆すに足る資料の提出、その他当該事案の速やかな解決に向けて必要な協力を求めるものとする。
- 2 前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、審査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
  - 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に当該決定を通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関等及び文部科学省に報告する。
  - 4 調査委員会は、第20条第1項に定める不服申立てにより再調査を開始した場合には、その開始の日から50日を経過する日までに、同条第2項に定める不服申立てにより再調査を開始した場合には、その開始の日から30日を経過する日までに、本調査の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
  - 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、再調査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、被告発者又は告発者が役職員でない場合には、第20条第1項に定める不服申立てによる再調査の結果は被告発者の所属機関、同条第2項に定める不服申立てによる再調査の結果は告発者の所属機関にも通知する。また、全ての場合において、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第25条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに特定不正行為の内容、特定不正行為への関与が認定された者、その他必要な事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、特定不正行為への関与が認定された者を非公開とすることができる。
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為は行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、特定不正行為は行われなかったことその他、必要な事項を公表する。
- 3 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名を公表する。

(特定不正行為に対する措置)

- 第26条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為に関与した者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項に定める勧告に加えて、被認定者に対し、当該特定不正行為の内容に応じて、懲戒処分、当該特定不正行為に係る研究の打ち切り、当該特定不正行為に関する研究に要した費用の返還の要求、法的措置等の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、特定不正行為は行われなかったとの認定があった場合は、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

(悪意に基づく告発への対応)

- 第27条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、当該告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該告発者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができるものとする。

(役職員の協力義務)

- 第28条 役職員は、特定不正行為への対応に関して、最高管理責任者、対応責任者又は調査委員会より、証拠の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合は、これに応じなければならない。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第29条 役職員は、最高管理責任者が第26条第1項及び第2項の定めに基づき講ずる措置を除き、被告発者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(告発者の保護)

第30条 機構は、告発を行ったことを理由として、最高管理責任者が第27条の定めに基づき講ずる措置を除き、告発者に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 機構は、告発を行ったことを理由として、告発者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。
- 3 機構は、告発者に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った役職員に対し、懲戒処分を含む必要な措置を講ずることができるものとする。

(秘密保持)

第31条 役職員は、この規則に定める手続きに関して知り得た秘密を、漏らしてはならない。

- 2 対応責任者は、この規則に定める調査等に関与した役職員以外の者に対し、その者が当該調査等に関与することにより知り得た秘密の保持について、協力を要請するものとする。

(利益相反者の排除)

第32条 告発の内容に自らが関係する者（以下「利益相反者」という。）は、この規則の定める手続きに関与してはならない。

- 2 対応責任者は、利益相反者が、この規則に定める手続きに関与している場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
- 3 最高管理責任者は、対応責任者が利益相反者に該当する場合には、直ちに、対応責任者を変更するものとする。

(他機関からの協力依頼)

第33条 最高管理責任者は、特定不正行為への対応に関し、機構以外の機関から、調査等への協力を求められた場合には、必要な措置をとる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平 2 7 規則第 1 3 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令 3 規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則（令 3 規則第 4 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。